

<お知らせ>

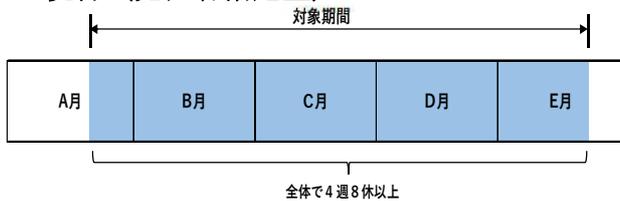
月単位の週休2日制度の導入について

(島根県週休2日工事試行要領[土木部編]の改定)

改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されたことを踏まえ、**令和6年10月1日より月単位の週休2日を導入**し、建設業における週休2日の「質の向上」を目指します。

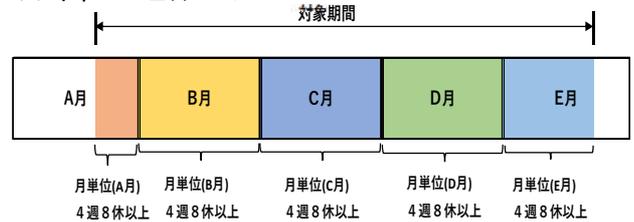
■月単位の週休2日のイメージ

<現行（発注者指定型）>



4週8休以上⇒**対象期間全体（通期）**で
4週8休以上（28.5%以上）の現場閉所率

<月単位の週休2日>



月単位4週8休以上⇒**全ての月**で
4週8休以上（28.5%以上）の現場閉所率

■改定概要

- ・月単位の週休2日の導入
- ・上記に伴う補正係数の改定
- ・4週6休以上、4週7休以上の補正係数の廃止



(参考)週休2日工事の取組状況

<月単位の週休2日を導入>

改正労働基準法
建設業適用
令和6年4月1日～

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
【発注者指定型】	あらかじめ週休2日工事にかかる費用を計上する方式			
	(現場閉所)			
以下を除く工事を発注者指定型とする				
【受注者希望型】	休日確保の実績を確認して増加費用を支払う方式			
	(現場閉所) ・災害復旧工事	8月1日～ (現場閉所、交替制) ・災害復旧工事 ・時間制約のある工事 ・道路及び河川維持管理業務等		
	対象外としていた工事 ・時間制約のある工事 ・道路及び河川維持管理業務等	全ての工事を週休2日工事対象へ拡大		

10月1日～
月単位を適用